

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	法人名	( )
			・ ・		円
各連結法人における試験研究費の額		1		平均売上金額 (別表六の二(六)「5」)	6
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(六)「12」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(6) \times \frac{10}{100}$	7
	試験研究費の個別増加額 (1) - (2)	3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (7)	8
	試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	4		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	9
	試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (旧別表六の二(五)「7」) $\times \frac{(3)}{(4)}$	5		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 (旧別表六の二(五)「15」) $\times \frac{(8)}{(9)}$	10
				当期控除額の個別帰属額 ((5)の金額又は(10)の金額)	11

法 0301-0605-02-付-旧

御注意

平成21年4月1日以後に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表六の二(五)付表(別表六の二(五)付表)を御使用ください。

## 旧別表六の二（五）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。  
なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかこの中に記載してください。
- 2 「当期控除額の個別帰属額（5）の金額又は（10）の金額<sup>11</sup>」は、措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は（10）の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「（5）の金額又は」を消して記載します。